

第 4 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 76 号議案	令和 4 年度敦賀市一般会計補正予算（第 9 号）	1
第 77 号議案	令和 4 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部）特別会計補正予算（第 1 号）	103
第 78 号議案	令和 4 年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	125
第 79 号議案	令和 4 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 2 号）	151
第 80 号議案	令和 4 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）	161
第 81 号議案	令和 4 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	175
第 82 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正の件	1
第 83 号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正の件	5
第 84 号議案	職員の定年等に関する条例の一部改正の件	29
第 85 号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	45
第 86 号議案	敦賀市職員の降給に関する条例制定の件	61

議案番号	事 案 名	頁
第 87 号議案	職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件	65
第 88 号議案	敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件	69
第 89 号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件	73
第 90 号議案	敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正の件	75
第 91 号議案	指定管理者の指定の件	79
第 92 号議案	指定管理者の指定の件	81
第 93 号議案	指定管理者の指定の件	83
第 94 号議案	指定管理者の指定の件	85
第 95 号議案	公立大学法人敦賀市立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件	87

第 8 2 号 議 案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部
改正の件

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年敦賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「とあるのは、「」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の167.5」を加える。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例(昭和32年敦賀市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「とあるのは、「」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の167.5」を加える。

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(教育長の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給料及び旅費に関する条例(昭和31年敦賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「とあるのは、「」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の167.5」を加える。

第6条 教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例又は第5条の規定による改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の市長等の給料その他の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の教育長の給料及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例又は改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例の規定による給与等の内払とみなす。

提案理由

一般職の給与改定に準じ、議会の議員等の期末手当の額の改定を行いたいので、この案を提出する。

第 83 号 議 案

職員の給与に関する条例等の一部改正の件

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合においては100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合においては100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

再任
用職
員以
外の
職員

49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				

	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	

	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	
再任	60	391,100	465,400	516,200	567,100	
用職	61	391,600	466,200	517,100	568,000	
員以	62	392,100	466,900	517,900	568,900	
外の	63	392,500	467,600	518,800	569,800	
職員	64	393,000	468,300	519,600	570,700	
	65	393,300	469,000	520,500	571,600	
	66		469,700	521,400		
	67		470,400	522,100		
	68		471,000	523,000		
	69		471,300	523,900		
	70		472,000	524,700		
	71		472,700	525,600		
	72		473,400	526,500		
	73		473,800	527,300		
	74		474,400	528,200		
	75		475,100	529,100		
	76		475,800	529,800		
	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
用職						
員						

備考 この表は、健康センター等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200

再任 用職 員以 外の 職員	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			

	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、健康センター等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000

再任 用職 員以 外の 職員	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100		
	97	284,400	317,000	350,100	367,700		
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800		

104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		
153	305,700	337,600		
154	305,900			
155	306,100			
156	306,400			
157	306,700			
158	307,000			

	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、健康センター等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条中「給料の月額」の次に「その他規則で定める手当の月額の合計額」を、「52を乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第20条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年敦賀市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の167.5」を加える。

第4条 敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては167.5」を「100分の165」に改める。

(敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年敦賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「給料の月額」の次に「その他規則で定める手当の月額の合計額」を、「52を乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
一般事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。）、 保育士、児童クラブ指導員		円	円
	1	150,100	198,500
	2	151,200	200,300
	3	152,400	202,100
	4	153,500	203,900
	5	154,600	205,400
	6	155,700	207,200
	7	156,800	209,000
	8	157,900	210,800
	9	158,900	212,400
	10	160,300	214,200
	11	161,600	216,000
	12	162,900	217,800
	13	164,100	219,200
	14	165,600	221,000
	15	167,100	222,700
	16	168,700	224,500
	17	169,800	226,100
	18	171,200	227,800
	19	172,600	229,400
	20	174,000	230,900
	21	175,300	232,200
	22	177,800	233,800
	23	180,300	235,400
	24	182,800	236,900
	25	185,200	237,900
	26	186,900	239,400
	27	188,500	240,700
	28	190,200	241,900
	29	191,700	243,100
	30	193,400	244,100
	31	195,200	245,100
	32	196,900	246,100
	33	198,500	247,200
	34	199,900	248,100
	35	201,400	249,000
	36	202,900	250,000
	37	204,200	250,900
	38	205,500	252,200
	39	206,700	253,400
	40	208,000	254,700
	41	209,300	256,000
	42	210,600	257,400
	43	211,900	258,600
	44	213,200	259,800
	45		260,900
	46		262,100
	47		263,400
	48		264,500
	49		265,600
	50		266,600
	51		267,800
52		268,900	

	53		269,900
	54		270,900
	55		272,000
	56		273,100
	57		274,000
	58		275,000
	59		275,900
	60		277,000
	61		278,100
	62		279,100
	63		280,000
	64		281,000
	65		281,500
	66		282,400
	67		283,100
	68		284,000
	69		285,000
	70		285,800
	71		286,600
	72		287,400
	73		288,200
	74		288,700
	75		289,100
	76		289,600
	77		289,800
	78		290,100
調理員、用務員、施設管理員、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職務	1	136,200	187,400
	2	137,100	188,700
	3	138,100	190,100
	4	139,000	191,300
	5	140,000	192,300
	6	141,000	193,800
	7	142,000	195,200
	8	143,000	196,500
	9	143,800	197,900
	10	144,800	198,900
	11	145,800	200,200
	12	146,900	201,200
	13	147,700	202,400
	14	148,700	203,500
	15	149,800	204,600
	16	150,800	205,700
	17	151,900	206,600
	18	153,300	207,700
	19	154,500	208,700
	20	155,700	209,700
	21	156,800	210,600
	22	158,000	211,700
	23		212,800
	24		213,700
	25		214,600
	26		215,500
	27		216,200
	28		217,100
	29		217,900
	30		219,100
	31		220,100
	32		220,900
	33		221,500

34	222,500
35	223,600
36	224,700
37	225,200
38	226,300
39	227,400
40	228,400
41	229,200
42	230,200
43	231,200
44	232,100
45	233,000
46	233,900
47	234,700
48	235,400
49	236,300
50	237,300
51	238,300
52	239,300
53	240,300
54	241,300
55	242,000
56	242,700
57	243,500
58	244,400
59	245,300
60	246,000
61	246,800
62	247,600
63	248,500
64	249,200
65	250,000
66	250,600
67	251,300
68	251,800
69	252,500
70	253,100
71	253,500
72	253,900
73	254,100
74	254,500
75	255,000
76	255,500
77	255,800
78	256,200
79	256,700
80	257,200
81	257,500
82	257,800
83	258,100
84	258,400
85	258,600
86	258,800
87	259,100
88	259,400
89	259,600
90	259,800
91	260,200
92	260,400

	93		260,700
	94		261,100
	95		261,400
	96		261,700
	97		261,900
	98		262,200
	99		262,400
	100		262,700
	101		263,000
	102		263,200
	103		263,500
	104		263,800
	105		264,000
	106		264,200
	107		264,500
	108		264,700
	109		265,000
	110		265,300
	111		265,600
	112		265,800
	113		266,000
	114		266,300
	115		266,500
	116		266,700
	117		267,000
	118		267,300
	119		267,600
	120		267,900
	121		268,100
	122		268,300
	123		268,600
	124		268,900
	125		269,100
	126		269,300
	127		269,600
	128		269,900
	129		270,100
	130		270,300
	131		270,600
	132		270,900
	133		271,100
	134		271,300
	135		271,600
	136		271,900
	137		272,100
栄養士、歯科 衛生士 その他医療技 術職	1	155,100	191,500
	2	156,500	193,100
	3	157,900	194,700
	4	159,300	196,300
	5	160,500	197,800
	6	162,300	199,300
	7	164,000	200,900
	8	165,600	202,400
	9	167,200	204,000
	10	168,900	205,700
	11	170,500	207,300
	12	172,300	209,000
	13	173,700	210,400
	14	175,500	212,000

	15	177, 400	213, 600
	16	179, 200	215, 200
	17	181, 100	216, 600
	18		218, 200
	19		219, 900
	20		221, 600
	21		222, 900
	22		224, 400
	23		225, 800
	24		227, 300
	25		228, 500
	26		229, 900
	27		231, 200
	28		232, 400
	29		233, 600
	30		234, 900
	31		236, 400
	32		237, 700
	33		238, 700
	34		240, 000
	35		240, 900
	36		242, 100
	37		243, 400
	38		244, 500
	39		245, 600
	40		246, 700
	41		247, 800
	42		248, 700
	43		249, 600
	44		250, 400
	45		251, 500
	46		252, 800
	47		254, 100
	48		255, 300
	49		256, 800
	50		258, 200
	51		259, 400
	52		260, 600
	53		261, 600
	54		262, 900
	55		264, 200
	56		265, 300
	57		266, 100
	58		267, 300
	59		268, 500
	60		269, 600
	61		270, 500
	62		271, 600
	63		272, 700
	64		273, 800
	65		274, 600
	66		275, 700
	67		276, 600
	68		277, 700
	69		278, 700
	70		279, 700
	71		280, 800
	72		281, 900
	73		282, 500

	74		283,200	
	75		283,700	
	76		284,500	
	77		285,300	
	78		285,900	
	79		286,500	
	80		287,100	
	81		287,800	
	82		288,300	
	83		288,700	
	84		289,100	
	85		289,300	
	86		289,500	
	87		289,700	
	88		289,900	
	89		290,300	
准看護師、看護師、保健師	1	169,900	197,000	
	2	171,300	198,900	
	3	172,800	200,900	
	4	174,200	202,800	
	5	175,600	204,900	
	6	177,100	206,900	
	7	178,600	209,100	
	8	180,100	211,200	
	9	181,300	213,200	
	10	183,000	214,600	
	11	184,600	216,000	
	12	186,100	217,200	
	13	187,500	218,600	
	14	189,500	220,000	
	15	191,500	221,500	
	16	193,500	222,700	
	17	195,500	224,100	
		18		225,600
		19		227,100
		20		228,600
		21		229,700
		22		231,400
		23		233,100
		24		234,700
		25		236,000
		26		237,700
		27		239,400
		28		241,100
		29		242,700
		30		244,100
		31		245,400
		32		246,500
		33		247,500
		34		248,600
		35		249,500
	36		250,500	
	37		251,200	
	38		252,200	
	39		253,100	
	40		254,100	
	41		254,500	
	42		255,400	
	43		256,200	

44	256,900
45	257,700
46	258,400
47	259,300
48	260,100
49	260,900
50	261,800
51	262,700
52	263,700
53	264,800
54	266,000
55	267,300
56	268,600
57	270,000
58	271,500
59	272,900
60	274,300
61	275,600
62	276,900
63	278,300
64	279,400
65	280,500
66	281,800
67	283,100
68	284,400
69	285,500
70	287,000
71	288,500
72	289,900
73	290,900

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院勧告等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 84 号 議 案

職員の定年等に関する条例の一部改正の件

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年敦賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に

規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「補充することができないとき」を「補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「市長」を「任命権者」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医療事務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年敦賀市条例第5号)第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

(2) 敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年敦賀市条例第6号）第16条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

(3) 敦賀市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年敦賀市条例第5号）第2条の規定により例によることとされる職員の給与に関する条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充

することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年敦賀市条例第号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員にあつては、年齢63年。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供する

ものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第1条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前

日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び

業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達

している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、

基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務

務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 職員の再任用に関する条例(平成13年敦賀市条例第3号)は、廃止する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

第 85 号 議 案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 瀧 上 隆 信

敦賀市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(敦賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 敦賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年敦賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年敦賀市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次

の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年敦賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1日以上6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年敦賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項又は第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 職員の給与に関する条例（昭和26年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項から第5項までの規定中「その者」を「当該職員」に改める。

第5条第9項を次のように改める。

- 9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第10項を削る。

第12条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「及び短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第3項」を「前項」に改め、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の2第2項中「第8条の3から第11条まで」を「第5条第1項から第8項まで、第8条の3から第11条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の4第1項中「規則」を「、規則」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任命権者」に改め、同項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「前項の職員のうち再任用職員」を「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該再任用職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に改め、「加算した額」の次に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

附則に次の7項を加える。

（特定日以後の職員の給料月額等の特例）

- 10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年敦賀市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年敦賀市条例第29号。次項第2号において「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員の場合は63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条、第5条第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により

勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 1 2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 5 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給す

る。

16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1行政職給料表(1)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

」

に改める。

別表第2医療職給料表(1)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

」

に改め、同表医療職給料表(2)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

に改め、同表医療職給料表(3)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年敦賀市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に、「任命権者」を「、任命権者」に改める。

第5条第1項中「任命権者」を「、任命権者」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）の次に「この項及び第5項において」を加える。

第13条中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第7項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加え、附則第8項中「退職をした者」を「退職をしたもの」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加え、附則第9項中「第5条」の次に「又は附則第16項」を加え、「退職をした者」を「退職をしたもの」に改める。

附則に次の9項を加える。

15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年敦賀市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年敦賀市条例第29号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員（以下「労務職員」という。）に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規

定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第15項」とする。

- 16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳（労務職員にあっては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 18 職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは、「定年（附則第15項に規定する労務職員（以下「労務職員」という。）及び附則第17項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者）にあっては、60歳とし、労務職員にあっては、63歳とし、医療業務従事職員にあっては、65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「その者に係る定年（労務職員及び医療業務従事職員以外の者）にあっては、60歳とし、労務職員にあっては、63歳とし、医療業務従事職員にあっては、65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 20 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が市長の承認

を得たもの（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「零月」とする。

労務職員及び医療業務 従事職員以外の者	60歳
労務職員	63歳
医療業務従事職員	65歳

2.1 当分の間、第5条第1項に規定する者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは、「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2.2 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって、附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第20項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって、附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年敦賀市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第15項若しくは第16項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加え、附則第6項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加え、附則第7項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第16項」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(公益的法人等への職員の派遣に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この条において「新職員派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）には適用しない。

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年敦賀市条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、職員の定年等に関する条例（昭和59年敦賀市条例第29号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新職員派遣条例の規定を適用する。

（育児短時間勤務を行う職員に関する経過措置）

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）を行う職員に対する第6条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第10項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（職員の勤務延長に関する経過措置）

第4条 新給与条例附則第10項から第16項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

第5条 敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第9条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第6条 暫定再任用職員のうち、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く職員（以下この条において「フルタイム暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該フルタイム暫定再任用職員が改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該フルタイム暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児短時間勤務をしているフルタイム暫定再任用職員に対する前項の

規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律第14条（第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた当該フルタイム暫定再任用職員の勤務時間を敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年敦賀市条例第3号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育士又は幼稚園教諭であるフルタイム暫定再任用職員に支給する給料月額、同項の規定による給料月額に8,000円を加算した額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年敦賀市条例第3号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 6 フルタイム暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第20条の4第2項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 新給与条例第5条第1項から第8項まで、第8条の3から第11条まで、第12条の3及び第12条の4の規定は、暫定再任用職員には適用

しない。

第7条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。）」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（規則への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げに係る関係規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

第 86 号 議 案

敦賀市職員の降給に関する条例制定の件

敦賀市職員の降給に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市職員の降給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（職員の給与に関する条例（昭和26年敦賀市条例第5号）第3条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全

体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第 4 条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

（通知書の交付）

第 5 条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（受診命令に従う義務）

第 6 条 職員は、第 3 条第 1 号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

（委任）

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の降給に関する規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 87 号 議 案

職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件

職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。
2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年敦賀市条例第5号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当その他規則で定める手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和30年敦賀市条例第19号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年敦賀市条例第号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

高齢期職員の働き方の選択肢を広げるため、高齢者部分休業制度を導入したいので、この案を提出する。

第 88 号 議 案

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年敦賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の3第1項中「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第8条の4とする。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

提案理由

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入したいので、この案を提出する。

第 89 号 議 案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正の件

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年敦賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、規定することを目的とする」を「必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、一般職員は別記第1様式、教育職員においては別記第2様式」を「別記様式」に、「に署名」を「を任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、敦賀市教育委員会。以下同じ。）に提出」に、「その職務」を「、その職務」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員のサービスの宣誓に関する政令の改正等を踏まえ、職員のサービスの宣誓の実施方法を見直したいので、この案を提出する。

第 90 号 議 案

敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正の件

敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成28年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「とあるのは、「」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の167.5」を加える。

第2条 敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による給与等の内払とみなす。

提案理由

一般職の給与改定に準じ、敦賀市病院事業管理者の期末手当の額の改定を行いたいので、この案を提出する。

第 91 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市立子ども発達支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 敦賀市立子ども発達支援センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人敬仁会
- 3 指定管理者となる団体の所在地 福井県敦賀市開町 3 番 35 号
- 4 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

提案理由

敦賀市立子ども発達支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 92 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおりきらめきみなと館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 きらめきみなと館
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社クリンテック
- 3 指定管理者となる団体の所在地 福井県敦賀市木崎 2 号 4 番地
- 4 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

提案理由

きらめきみなと館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 93 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市民文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 敦賀市民文化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地
- 4 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

提案理由

敦賀市民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 94 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 敦賀市武道館
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益社団法人敦賀市シルバー人材センター
- 3 指定管理者となる団体の所在地 福井県敦賀市呉竹町 2 丁目 13 番 18 号
- 4 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 29 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

提案理由

敦賀市武道館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 95 号 議 案

公立大学法人敦賀市立看護大学が徴収する料金の上限の変更
の認可の件

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、別紙のとおり公立大学法人敦賀市立看護大学が徴収する料金の上限の変更を認可することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

提案理由

公立大学法人敦賀市立看護大学が徴収する料金の上限の変更について認可したいので、この案を提出する。

公立大学法人敦賀市立看護大学が徴収する料金の上限（平成26年4月1日認可、平成28年3月23日変更認可、平成29年9月27日変更認可）の一部を次のように改正する。

「

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3の規定に基づく免許状更新講習受講料	1時間につき	1,000円
---	--------	--------

」

を

「

学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定に基づく特別の課程の受講料	市内受講者	1時間につき	1,000円
	市外受講者		2,000円

」

に改める。

備考に次のように加える。

- 5 この表において「市内受講者」とは、学校教育法第105条の規定に基づく特別の課程の履修資格を有する者のうち、履修しようとする特別の課程が行われる年の4月1日において、市内に住所を有し、又は勤務する者をいう。
- 6 この表において「市外受講者」とは、学校教育法第105条の規定に基づく特別の課程の履修資格を有する者のうち、市内受講者以外の受講生をいう。

